

財産形成定期預金規定

1. 預入れの方法等

- (1) この預金は、年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは一口1,000円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。
- (4) この預金については、財産形成定期預金ご契約の証の発行にかえ、通帳、証書を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. 預金の種類・期間等

この預金は、第1項と第2項に記載する方式のうち、あらかじめ当組合に届出のあったいずれかの方式によって預入れるものとします。

(1) 期日指定定期預金型

預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れる方式。この方式により預入れられた預金を以下「期日指定定期預金」といいます。

(2) スーパー定期預金型

預入日から起算して1年後、2年後、3年後、4年後、5年後のそれぞれの応当日を満期日とする一口ごとの自由金利型定期預金(M型)として預入れる方式。この方式により預入れられた預金を以下「スーパー定期預金」といいます。

3. 自動継続・満期日の指定等

(1) 期日指定定期預金型の場合

- ① この預金(第9条第2項による一部解約後の残りの預金を含みます。)は、証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- ② この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- ③ 継続を停止するときは、証書または通帳記載の最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)の前営業日までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は次に定める満期日以後に支払います。
- ④ 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。
満期日は、この預金の全部または一部について証書または通帳記載の預入日(継続をしたときはその継続日)の1年後の応当日(据置期間満了日)から最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。

なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

- ⑤ 満期日の指定は、前号に準じてこの口座の預金残高の一部を指定する方法によることもできます。この場合には、1万円以上の金額で指定してください。この方法により満期日の指定がなされたときは、第9条第2項の順序により満期日を指定したものとして取扱います。
- ⑥ 継続停止の申出があり満期日の指定がない場合は、証書または通帳記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）を満期日とします。
- ⑦ 指定された満期日から1か経過しても解約されなかった場合、またはその間に証書または通帳記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）が到来した場合は、満期日の指定および継続停止の申出はなかったものとします。

(2) スーパー定期預金型の場合

- ① この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- ② この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- ③ 継続を停止するときには、証書または通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4. 預金の支払時期等

この預金は前条第1項第1号または前条第2項第1号により自動継続する場合を除き、満期日以後に利息とともに支払います。

5. 利息

(1) 期日指定定期預金型の場合

- ① この預金の利息は、継続時または解約時に預入日（継続したときはその継続日）から最長預入期限または満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
ア. 1年以上2年未満 証書または通帳記載の「2年未満」の利率
イ. 2年以上 証書または通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- ② この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前号の利息（継続を停止した場合の利息を含む）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ③ 継続後の預金の利息についても前二号と同様の方法で計算します。
なお、継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続

日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

- ④ この預金を第9条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第9条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てします。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
ウ. 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
エ. 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
オ. 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
カ. 2年6か月以上	2年以上利率×90%

- ⑤ この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(2) スーパー定期預金型の場合

- ① この預金の利息は、当組合が預入金額に応じて設けた階層区分に応じた利率によって、期間3年未満のものは単利型、期間3年以上のものはあらかじめ指定された方法により単利型もしくは6か月複利型の方法で計算します。

ア. 単利型の場合

預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本号および次号において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については第3条第2項第2号の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

(ア) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続2年スーパー定期預金」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

(イ) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

イ. 複利型の場合

預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率

(継続後の預金については第3条第2項第2号の利率)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

② 単利型の場合のこの預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

ア. 預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

イ. 自動継続2年スーパー定期預金の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

(ア) 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

(イ) 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続2年スーパー定期預金と満期日を同一にするスーパー定期預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続2年スーパー定期預金に継続します。

ウ. 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 継続を停止した場合のこの預金の利息(単利型の場合は、中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算します。

④ この預金を第9条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第9条第3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、次のとおり支払います。

ア. 単利型の場合

預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

(ア) 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

- | | |
|--------------|----------|
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| c. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |
- (イ) 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f. 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |
- (ウ) 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| g. 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |
- (エ) 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| f. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| g. 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| h. 4年以上5年未満 | 約定利率×90% |

イ. 複利型の場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- (ア) 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |

e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

f. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

(イ) 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 約定利率×40%

c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%

g. 3年以上5年未満 約定利率×90%

(ウ) 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6か月以上1年未満 約定利率×30%

c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%

d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%

e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%

f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%

g. 3年以上4年未満 約定利率×80%

h. 4年以上5年未満 約定利率×90%

⑥ この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. 中間利息定期預金

(1) 中間利息定期預金の利息については、第5条第2項の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行せずまた通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに提出してください。

7. 取引の制限等

(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリン

グ、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当組合に届出した在留期間が経過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

8. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、次条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第5項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

9. 預金の解約

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書またはこの通帳とともに当店に提出してください。
なお、期日指定定期預金の一部について解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書または通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 期日指定定期預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、一口ごとの現金累計額が、払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。
 - ① 複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。
 - ② 前号で、解約日においてすでに満期日の到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。また、預入日から日数が同じ預金がある場合は、金額の大きいものから解約します。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出した氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金

口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第17条第1項に違反した場合

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(5) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はいつでも取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

ア. 暴力的な要求行為

イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

オ. その他本号アからエに準ずる行為

(6) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書、および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類

等の提出または保証人を求めることがあります。

10. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. 退職時等の取扱

(1) 退職等の事由により勤労者でなくなった場合には、この預金は第2条、第3条および第4条にかかわらず次により取扱い、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日以後支払います。この場合、第9条第2項と同様の手続きをとってください。

① 期日指定定期預金は、退職等の事由が生じた日において、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から2年を経過していない預金については、退職等の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。

② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に最長預入期限が到来する期日指定定期預金および1年以内に満期日が到来するスーパー定期預金は、その継続を停止します。

(2) 退職等の事由が生じた日以後2年以内に転職等を行った場合には、所定の手続きをすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入れをすることができます。

12. 転勤時等の取扱い

(1) 転職、転勤、出向により財形貯蓄契約に基づくこの預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

(2) 転勤等により新たに勤務することとなった事業先が財産形成貯蓄を導入していないときは、所定の手続きにより1年以内に限り、天引によらず事務代行団体を通じて預入れできるものとします。

13. 転職時等以外の取扱金融機関の変更

前条以外の場合においても、所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入れすることができます。

ただし、この預金を3年以上の期間にわたり預入れしている場合に限りです。

14. 届出事項の変更、証書または通帳の再発行等

(1) この証書またはこの通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) この証書またはこの通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いあるいは証書または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 証書または通帳を再発行（汚損等による再発行を含む）する場合には、当組合所定の手数料を支払ってください。

15. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、補佐、後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

16. 印鑑照合

この証書または払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

17. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の質権設定承諾書により行います。

この場合、質権設定承諾書に理事長の承認印なき場合には、その効力がありません。

18. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書またはこの通帳とともに直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. 盗取された通帳、証書を用いた預金の払戻しによる被害の補償ならびに本人確認の取扱い

(1) 盗取された通帳、証書による不正な預金払戻し等

① 盗取された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次のアからウのすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補填を請求することができます。

ア. 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

イ. 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

ウ. 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

② 前号の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補填対象額」といいます。）を補填するものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。

③ 前二号の規定は、第1号にかかる当組合への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行なわれた日）から、2年を経過する日

後に行われた場合には適用されないものとします。

- ④ 第2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補填しません。

ア. 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

(ア) 当該払戻しが預金者の重大な過失により行なわれたこと

(イ) 預金者の配偶者、二親等内の家族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

(ウ) 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

イ. 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- ⑤ 当組合が当該預金について、預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1号にもとづく補填の請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において同様とします。

- ⑥ 当組合が第2号の規定にもとづき補填を行った場合に、当該補填を行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

- ⑦ 当組合が第2号の規定により補填を行ったときは、当組合は、当該補填を行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

(2) 預金の払戻しにおける本人確認

預金の払戻しにおいて、本規定に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

20. 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日制定)